

ID: 323

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 まちづくり課

処分の概要	変更等の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市屋外広告物条例 第15条第1項及び第2項		
例 規 番 号	平成27年条例第54号		
【根拠条文】 (変更等の許可) 第15条 第6条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る広告物の内容に変更を加え、又は広告物等を改造し、若しくは移転しようとするとき(規則で定める軽微な変更又は改造をしようとするときを除く。)は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。 2 第6条第1項又は前項の許可を受けた者は、当該許可の期間満了後引き続き広告物等を表示し、又は設置しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。 3 第6条第2項及び第3項並びに第12条から前条までの規定は、前2項の許可について準用する。 【基準】 根拠条文及び芦屋市屋外広告物条例施行規則第12条の規定による。 (許可を要しない軽微な変更等) 第12条 条例第15条第1項の規則で定める軽微な変更又は改造は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 広告物等の形状、材料、構造、色彩、意匠及び表示面積の変更を伴わない修繕、補強又は塗装替え (2) 広告物を掲出する物件に、許可の期間の範囲内で行う同一業務に関する広告物の取替え			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年7月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日